



令和7年度 愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修
体制整備担当者向け（設置者・管理者・サービス管理責任者等）

虐待防止・身体拘束等適正化に向けて②

身体拘束の適正化 （講義・演習）

社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会
愛知県三河青い鳥医療療育センター
三浦 宏太



この時間で学ぶこと

- 身体拘束を実施している事例を通して、
 - ① 同意等の手続や身体拘束の3要件を確認する。
 - ② 行動制限の緩和や解除に向けての動きを理解する。

※この資料では、「身体拘束等」を単に「身体拘束」と表記します。



身体拘束はなぜ問題なのか？

- ① 障害の有無に関わらず全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または制限し、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。
- ② 障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待にあたる行為とされています。身体拘束は、関節の拘縮や、筋力や心肺機能等、身体能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害をもたらします。
- ③ このことは家族にも大きな精神的苦痛となるとともに、職員等は問題解決の手段として安易に身体拘束に頼るようになり、モチベーションや支援技術の低下を招く等の悪循環を引き起こすこととなります。そのため、身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、支援の質が低下する悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。



身体拘束をやむ得ず行う場合は、以下の全てを満たすことが必要

- ① 切迫性：利用者本人又は利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる危険性が著しく高いことが要件となります。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

*さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。



やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。



個別支援計画への記載例

落ち着いて過ごしたい	落ち着いて過ごせるよう、環境設定を行う + 評価	落ち着いて過ごしたい + 評価	[その他] ・座席の位置を配慮する（窓側にならないように） ・行動の前後を観察し、行動の背景を分析し、行動制限以外の方法を探る ・3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合は行動制限を行う ・前に立ち体で止める、両手で抑えるなどを行い、本人や他の人に危険が及ばないように配慮する（6ヶ月） + 追加	+ 評価
			サービス管理責任者 生活支援員	

個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。



身体拘束の3要件に該当しなくなったらすぐに解除

- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、3要件に該当しなくなったら、直ちに拘束を解除します。
- この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要とされています。



ロールプレイ

事例 居室の施錠

施設入所当初から不意に他者に手が出ていたYさん。壁への頭突きなど自傷行為もありました。他の利用者に手が出ることは、職員が間に入ることでなんとかやり過ごしていましたが、入所から5か月後のある日、他利用者に対しての他害行為を防げず怪我をさせてしまう事故が発生しました。その時は、勤務していた3人の職員はその場で話し合い、Yさんを静養室に誘導して施錠しました。

その後、施設内でケース会議を開き、当面の支援方針や行動制限について検討し、下記の方針を立てました。

- ①スタッフルームに近い居室（個室）へ引っ越す。
- ②壁や床に頭をぶつける自傷行為が顕著に見られたことから、本人用居室の全ての壁や床に保護材として、クッションやジョイントマットを取り付ける。
- ③人がユニットに入室する時に他害行為や自傷行為が出やすいため、利用者が外からユニットに戻る際や、外部の方（清掃職員、医師の確認、見学者など）がユニットに入る際には、居室へ誘導して、併せて居室の施錠対応もする。

行動制限の方針として、約1ヶ月間の期間で、施錠時間は1日で2時間程度と設定する。施錠時の記録をこまめに行う。



ロールプレイ

設定：身体拘束を行うことの説明を行い、同意を得るための家族面談。

配役を決める（決まったら、個人で話すことを想定する）

①サービス管理責任者（1回目： 2回目： ）

②生活支援員（1回目： 2回目： ）

③家族1（1回目： 2回目： ）

④家族2（1回目： 2回目： ）

※ロールプレイでは、家族は身体拘束に同意しない。

⑤相談支援専門員（1回目： 2回目： ）

⑥市役所の担当者（1回目： 2回目： ）

※⑤⑥は、中立。施設と家族の話が一定の段階になるまでは様子見。



ロールプレイをやってみよう（2回）

- ①サービス管理責任者役、生活支援員役は、身体拘束について説明をして、同意を得られるように話す。

- ②家族役は、基本姿勢として身体拘束について同意しない。事業所側から説明を受けても質問を投げかけるなど、同意しない姿勢を通す。



ロールプレイの感想は？

サービス管理責任者役、生活支援員役

家族への説明を実施して、難しく感じたことはどんなことでしたか。終わった後でもっと工夫すべき点だったなということはありませんか。

家族役

事業所側からの説明を受けて、家族としてどのような心情を抱きましたか。



ロールプレイを通して、身体拘束を許容する考え方を問い直そう

- 身体拘束は行う理由として、障害者の家族の同意により許容されるという意見があります。確かに、家族が事業所側の説明を聞き、身体拘束に同意する場合はほとんどだと思います。しかし、その同意は家族にとって、他に方法のないやむを得ない選択であったこと、そして縛られたりしている場面を見て、家族は混乱し、苦悩していることを、我々福祉事業所職員は真剣に受け止めなければなりません。
- 家族への説明内容は十分に検討し、誰がどのように説明するかなどの準備と、日頃からの家族との関係性作りが重要です。



身体拘束をせずにケアを行うために—3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

1. 身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」と言われることがある。

- 徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- 転倒のおそれのある不安定な歩行や点滴の除去などの危険行為な行動
- かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- 姿勢の崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要であり、そうすれば身体拘束を行う必要もなくなるのである。



身体拘束をせずにケアを行うために—3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

2. 5つの基本的ケアを徹底する

- そのためには、まず、基本的な支援を十分に行い、生活のリズムを整えることが重要である。①起きる、②食べる、③排せつする、④清潔にする、⑤活動する（アクティビティ）という5つの基本的事項について、その人にあった十分なケアを徹底することである。
- 例えば、「③排せつする」ことについて、ア.自分で排せつできる、イ.声かけ、見守りがあれば排せつできる、ウ.尿意、便意はあるが、部分的な介助が必要、エ.ほとんど自分で排せつできない、といった基本的な状態と、その他の状態アセスメントを行いつつ、それを基に個人ごとの適切な支援を検討する。



身体拘束をせずにケアを行うために—3つの原則

「身体拘束ゼロの手引き」を参考に

3. 身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を

- 身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、福祉事業所における支援全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。
- 「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組んでいくことが期待される。